

**(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略
素案**

横須賀市建設部自然環境・河川課

■ 基本的事項

本計画の基本的な事項及び基本的用語を以下のとおり定義します。

● 「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木・草花などの植物」「樹林地・草地・水辺地・岩石地・農地などに類する土地が、単独もしくは一体となって良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」「生物の生息・生育・繁殖地」など幅広いものを対象とします。

これまで通り、本計画の対象が「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく「みどり」と呼称することとします。

● 「生物多様性」について

本計画で取り扱う「生物多様性」は「生物多様性基本法」及び「生物の多様性に関する条約 (Convention on Biological Diversity/CBD) (略称：生物多様性条約)」の定義と同義とします。

生物多様性基本法の定義 (第二条 定義)	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること
生物多様性条約の定義 (第二条 用語)	すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む

● 本計画で用いる基本用語

保全・守る：みどりや生物多様性を、現状を踏まえて適切な状態に保つこと。

創 出：みどりを新たに生み出すこと、またその地域の生態系を人間の手でつくりだすこと。

再 生：損なわれたみどりや生物多様性を以前の状態や望ましい状態にして機能を取り戻すこと。

活用・活かす：みどりや生物多様性の機能を人々の生活等のために役立てること。

増進・向上：みどりや生物多様性をもつ機能を増やしたり、効果をより大きくしたりすること。

育てる・育む：みどりや生物を将来にわたり良好な状態となるよう働きかけること（維持・管理を含む）。

樹 林 地：樹木がまとまって存在する区域。このうち、斜面上の樹林地を「斜面緑地」とする。

生 き も の：動物、植物、菌類をはじめとした生命を持つもの

生 態 系：ある地域に生息・生育するすべての生物とそれらを取り巻く環境やつながり（捕食や共生など）を包括したもの

ネットワーク：防災機能や生物多様性の確保など、みどりが持つ機能システムの向上や連続性を持たせるためのみどりのつながり（みどりのネットワーク）。また、人々がみどりとみどりの間を移動するための遊歩道などの移動手段のつながり（人の移動のネットワーク）。

目次

ページ番号は、内容が確定次第記入します。

I. 本計画の概要

- 1 計画の基本的な考え方
 - (1) みどりの基本計画とは
 - (2) 生物多様性地域戦略とは
 - (3) 計画の位置づけ
 - (4) 目標年度
 - (5) 対象区域
- 2 「みどり」の基本的な考え方
 - (1) みどりとは
 - (2) 生物多様性とは
 - (3) みどりの機能と生態系サービス
- 3 近年のみどりと生物多様性に関する動向
 - (1) みどりをめぐる動向
 - (2) 生物多様性をめぐる動向

II. 横須賀市のみどりと生きものの現状

- 1 市の概要
 - (1) 市の成り立ち
 - (2) 人口
 - (3) 土地利用及び土地利用の方針
 - (4) 市民意識
- 2 地理的条件
 - (1) 気候
 - (2) 地形・地質
- 3 みどりの現状
 - (1) 横須賀市のみどり
 - (2) 樹林地の現状
 - (3) 都市公園の現状
 - (4) 農地・里山環境
 - (5) 水系及び河川流域・集水域等

- 4 横須賀市の生きもの
 - (1) 生物相
 - (2) 保護地区の現状
- 5 関連計画
 - (1) 緑の基本方針
 - (2) 生物多様性国家戦略 2023-2030
 - (3) かながわ生物多様性計画 2024-2030
 - (4) YOKOSUKA ビジョン 2030 (横須賀市基本構想・基本計画)
 - (5) 横須賀市都市計画マスタープラン
 - (6) 横須賀市環境基本計画 2030

Ⅲ. 目標と基本方針

- 1 基本理念
- 2 将来像
- 3 目標
 - (1) 多様なみどりの量の維持・向上のための個別目標
 - (2) みどりと生態系の質を高めるための個別目標
- 4 基本方針

Ⅳ. 推進施策

- 1 推進施策について
 - (1) 施策の種類
 - (2) 重点施策の見方
- 2 施策の具体内容
 - 基本方針 1 : みどりの保全・創出と機能の向上
 - 基本方針 2 : 魅力ある公園づくり
 - 基本方針 3 : 生物多様性の保全と活用
 - 基本方針 4 : みどりの継承

V. ゾーン別計画

- 1 追浜・田浦・逸見ゾーン
- 2 東京湾沿岸ゾーン
- 3 浦賀・観音崎ゾーン
- 4 平作川流域ゾーン
- 5 武山・野比ゾーン
- 6 長井ゾーン
- 7 大楠山ゾーン

VI. 体制と進行管理

- 1 市民・NPO・事業者・行政の役割
 - (1) 市民の役割
 - (2) NPOの役割
 - (3) 事業者の役割
 - (4) 行政の役割
- 2 計画の適切な進行管理

VII. 資料編

- 1 横須賀市のみどりに関する資料
 - (1) みどりの分布状況
 - (2) 公園の整備状況
 - (3) 歴史的資産
 - (4) 保護地区等
- 2 みどりと生物多様性に関する市民認識アンケート調査結果の概要
- 3 本計画策定の経過
 - (1) 改定の経緯及び審議会開催経過
 - (2) 部会委員及び専門委員名簿
 - (3) 諮問
 - (4) 答申
- 4 みどりの基本条例
- 5 用語解説

I. 本計画の概要

1. 計画の基本的な考え

(1) みどりの基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められる「緑の基本方針」及び「緑の基本方針」を基に都道府県が定める「緑の広域計画」と整合を図り、策定されるものになります。

「横須賀すみどりの基本計画」（以下、「みどりの基本計画」、「本計画」という）は、都市緑地法第 4 条及び横須賀すみどりの基本条例第 9 条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、平成 9 年（1997 年）に策定されて以降、複数回の改定を経て現行の計画に至ります。

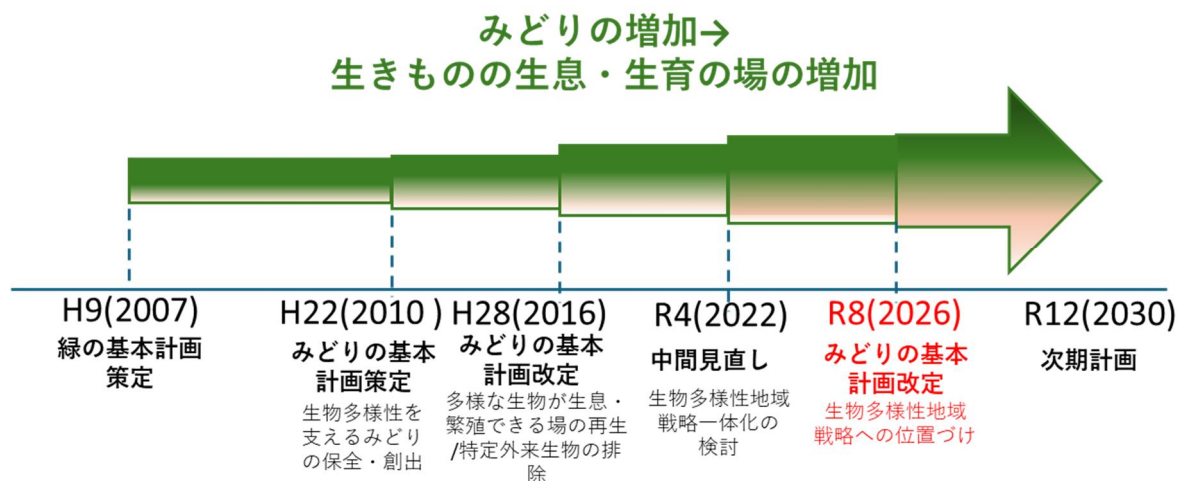
本計画では、市内のみどりを対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「みどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示しています。これにより「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備等」の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出することができます。

(2) 生物多様性地域戦略とは

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第 13 条に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために国が策定した国家戦略を基本にして、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性に関わる課題に対して、よりきめ細かな取組みを進めるための計画です。

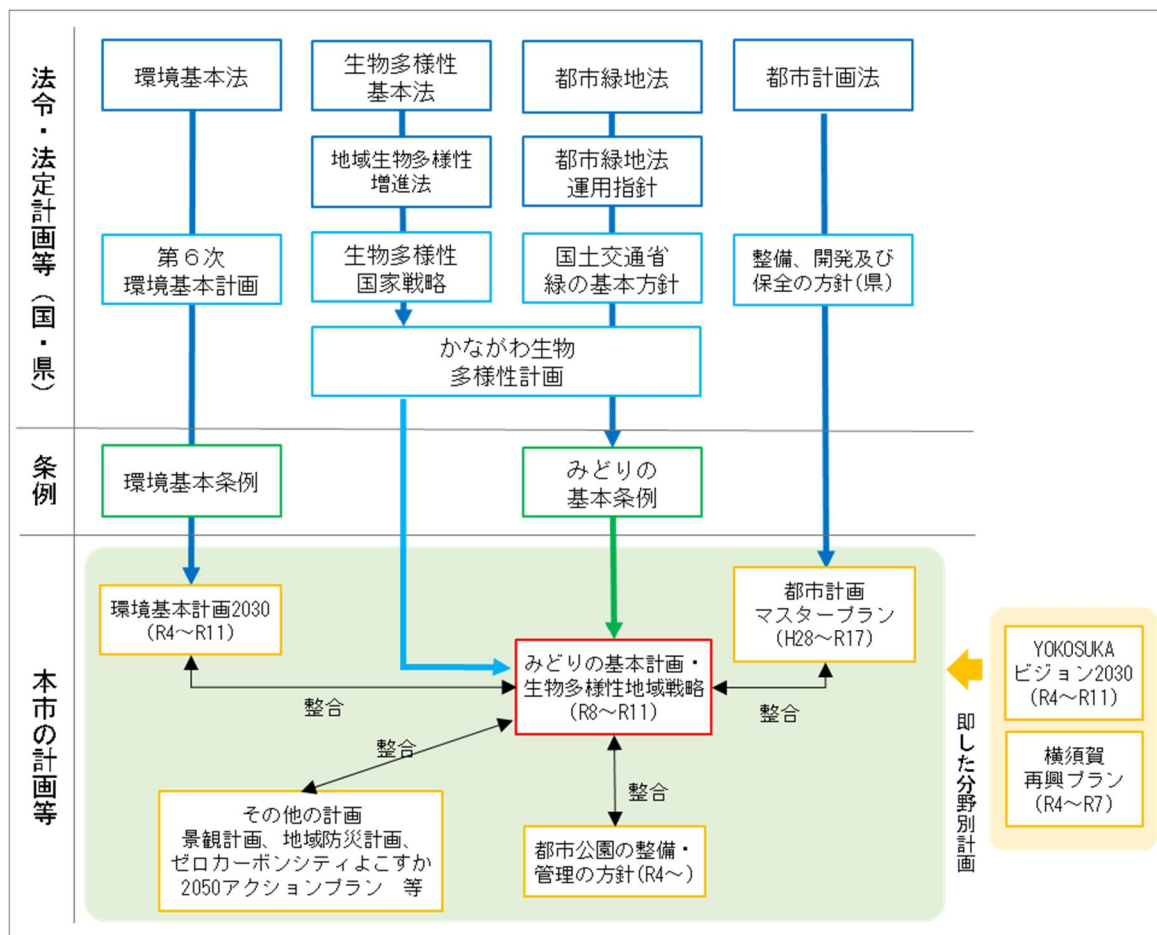
環境省が策定した「生物多様性地域戦略の手引き（令和 5 年度改訂版）」では、生物多様性地域戦略の記載内容は他の計画と重複することもあるため、他計画の中で生物多様性に関するテーマを扱っている部分を地域戦略とみなすことも可能であるとしています。

本市では、これまでのみどりの基本計画において、みどりの保全や緑化の推進とともに生物多様性の確保に関する取組みを進めてきました。こうした生物多様性の確保に向けた取組みを強化及び推進し、また新たな取組みも加えることで、本計画を生物多様性地域戦略としても位置づけます。



(3) 計画の位置づけ

本計画は「横須賀市みどりの基本計画（平成9年策定、平成28年改定）」の改定計画であるとともに、本市の「総合計画」に即した分野別計画です。また、「横須賀市環境基本計画」や「横須賀市都市計画マスタープラン」、神奈川県が策定した「かながわ生物多様性計画」等との整合を図っています。



本計画の位置づけ

(4) 目標年度

本計画の目標年度は横須賀市総合計画の目標年度に合わせて令和 11 年度（2019 年度）までの 4 年間とし、令和 12 年度（2030 年度）に横須賀市総合計画の新規計画に即した新たな計画を策定する予定です。

計画の名称	年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
みどりの基本計画																
(仮称)みどりの基本計画・ 生物多様性地域戦略																
総合計画 YOKOSUKAビジョン2030																

本計画の目標年度

(5) 対象区域

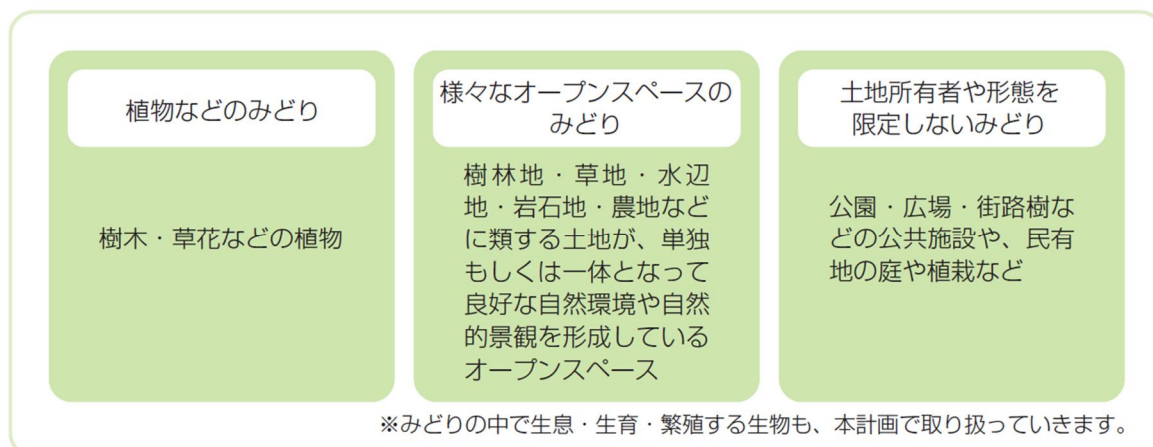
本市のみどりの保全や緑化の推進、生物多様性に関する取組み等を効率的かつ計画的に進めるため、横須賀市全域を本計画の対象とします。

2. 「みどり」の基本的な考え

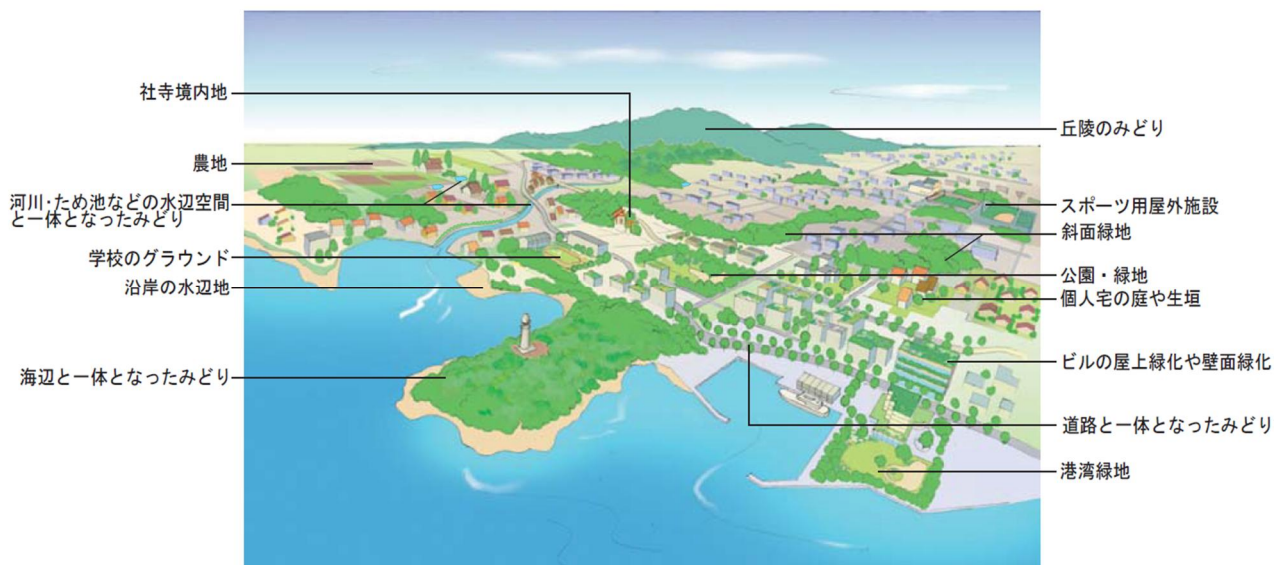
(1) みどりとは

本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけでなく「様々なオープンスペース」「土地所有者を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。

これらの「みどり」を保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物多様性の確保にも寄与すると考えます。



対象とするみどり



対象とするみどりの具体例

（２）生物多様性とは

生物多様性条約では、生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という３つのレベルの多様性があるとしています。生態系、種、遺伝子には、それぞれに様々な種類、差異が存在しており、またそれらは複雑に関わり合っています。生物多様性とは、こうした生きものの豊かな個性とつながりのことを指します。

生物多様性は人間活動などによって劣化や消失が続いており、生物多様性国家戦略 2023-2030 で「４つの危機」として整理されています。

本市では、平成 25 年度（2013 年度）から耕作放棄地となった田んぼを再生し、周辺の樹林地を管理することで里山の環境保全・活用事業を実施してきました。本事業により、みどりが創出され、里山の生きものが復活し、生物多様性の保全が実現しました。本市では主に、生きものが生息する場を作る取組み、すなわち生態系の多様性の保全を行っていますが、種の多様性も実現しています。また場を作る際には、遺伝子の多様性にも配慮し、外来生物の防除を行い、他の場から生きものを移入しないようにしています。

３つのレベルの多様性の例

【生態系の多様性】 森林や里山、河川、海といった多様な環境のまとまり（自然）が存在することを指します。	 森林	 里山	 河川
【種の多様性】 生態系を構成する種について、動植物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが育まれることを指します。	 鳥類（ルリビタキ）	 昆虫（アサギマダラ）	 植物（イソギク）
【遺伝子の多様性】 同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることを指します。	 他の種との交雑により数が少なくなったミナミメダカ	 関東と関西で発光間隔が異なるゲンジボタル	

第１の危機

開発など人間活動による危機

- ・ 森林伐採や農地転用、河川や海域における水面の埋立てによる生態系の破壊
- ・ 動植物の乱獲や盗掘による種・個体数の減少・絶滅

第２の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

- ・ 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ・ 林業生産活動の低迷による森林の荒廃
- ・ シカやイノシシ等偏った種の増加による、生態系への影響

第３の危機

人間により持ち込まれたものによる危機

- ・ 外来種による在来種の捕食、在来種との生息場所等の競合、交雑による遺伝的なかく乱
- ・ 動植物への毒性をもつ化学物質による生態系への影響

第４の危機

地球環境の変化による危機

地球温暖化進行による高山帯が縮小や海面温度上昇とそれに伴う動植物の絶滅のリスクの増加。

生物多様性損失の４つの危機

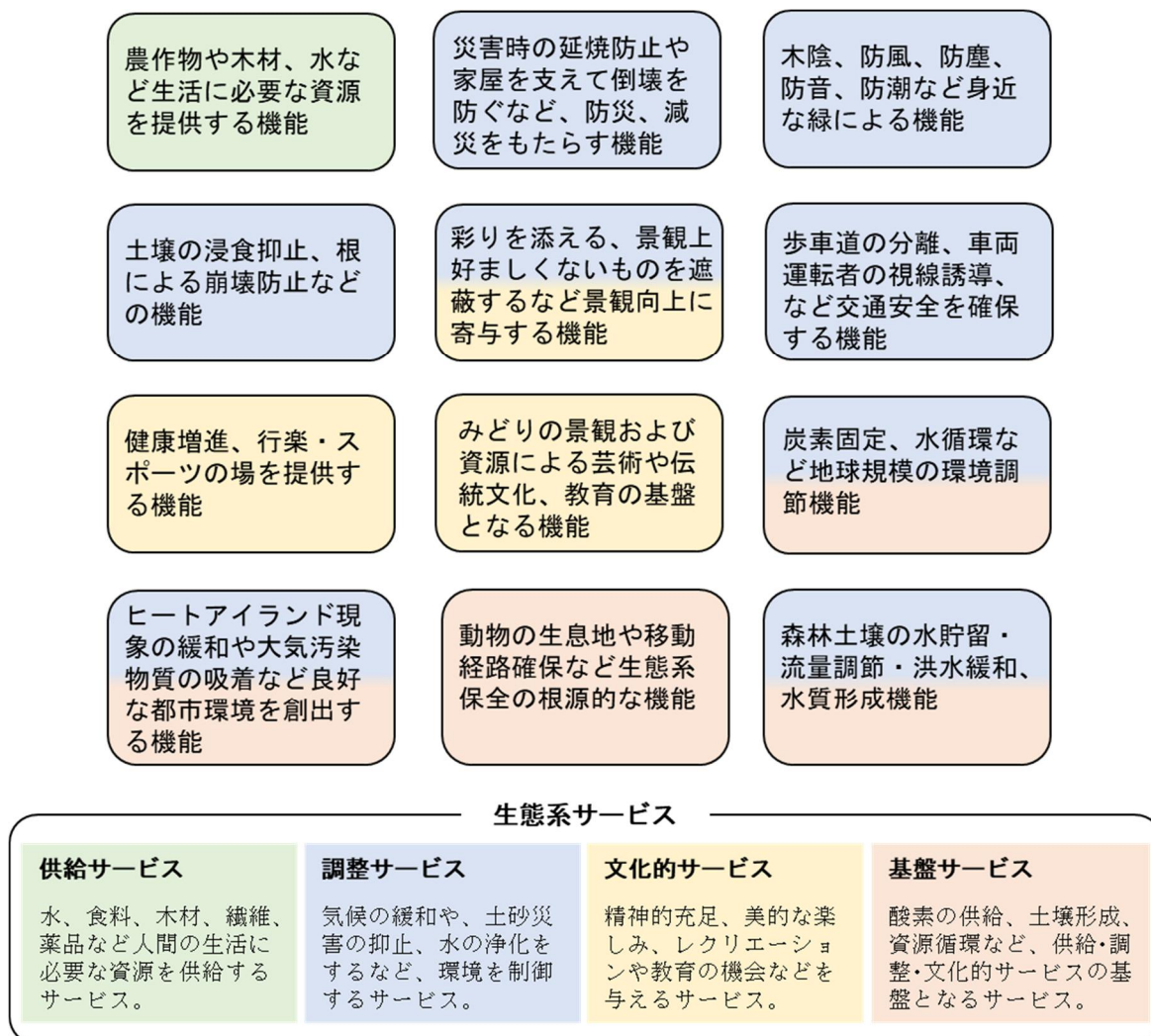
（３）みどりの機能と生態系サービス

みどりには様々な機能があり、これらの機能がより効果的に発揮されていくことが求められます。

また、生態系にも「生態系サービス」が存在し、それらは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の４つに分類されます。

これらのみどりの機能や生態系サービスは自然のめぐみとして我々の生活と密接に関係しており、安心・安全で快適な生活を過ごすために重要な役割を担っています。

みどりの機能と生態系サービスは重複している部分もあり、以下の図に示すように関連連しています。



みどりの機能と生態系サービスの関連



生物多様性保全機能



健康増進機能（佐原2丁目公園）



延焼防止機能

出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関
国際生態学センター・消防庁消防研究センター



景観形成機能（太田和つつじの丘）

コラム(案)；バイオミメティクス（バイオミミクリー）

生態系の供給サービスの中には、生きものの構造や生態に着想を得て新しい技術の開発やものづくりに活かすことも含まれます。これをバイオミメティクス（生物模倣）といいます。

例えば、カワセミのくちばしをヒントに空気抵抗の少ない新幹線の車両が設計されたり、蚊の口吻をヒントに痛くない注射針が開発されたりしています。

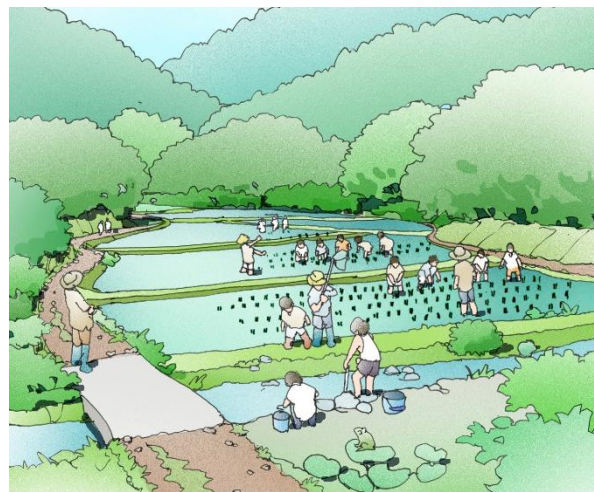
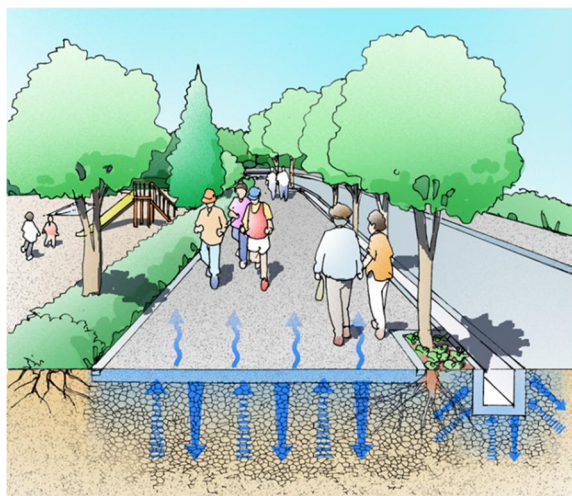
このように、工学、材料科学、医学など様々な分野でバイオミメティクスが取り入れられています。



○グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていくことをグリーンインフラストラクチャ（以下、グリーンインフラ）と言います。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能が発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）。



グリーンインフラの例(参考)

3. 近年のみどりと生物多様性に関する動向

(1) みどりをめぐる動向

昭和 49 年（1974 年）に自然環境保全法の附則を踏まえた都市緑地法（当時は都市緑地保全法）が制定されて以降、日本では環境問題への考え方や社会情勢の変化による改正がなされながらも、都市における緑地の保全や緑化の推進等、良好な都市環境の確保が図られてきました。

前計画が改定された平成 28 年（2016 年）以降も、都市緑地法が 2 回にわたって改正されました。平成 29 年（2017 年）の改正では都市公園の再生・活性化や都市農地の保全・活用の関わる新たな制度が創設されました。その後、令和 6 年（2024 年）には緑地が持つ多様な機能を向上させて活かすことで、社会問題解決や快適環境形成を目標とした「緑地の機能維持増進」を図る改正がなされました。また、都市公園法においても平成 29 年（2017 年）に改正され、企業等が創出するオープンスペースや Park-PFI など、企業等との連携を促進する仕組みが創設されました。また、まちづくり GX（緑地の保全及び緑化の推進）を推進していくものとし、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるとしております。

一方で、地球温暖化やヒートアイランド現象は近年も緩和されることなく悪化し続けていること、日本では人口減少や少子化が拡大していることから、様々な課題が生じています。こうした課題を含めた様々な国際社会問題解決のため、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで持続可能な開発目標「SDGs」が採択されました。本計画でも令和 4 年（2022 年）の中間見直し以降、気候変動対策や陸上資源の保全、持続可能なまちづくり等の目標を各施策に設定しています。

コラム(案)：気候変動と施策

近年、気候変動や地球温暖化が要因となり、極端な高温/低温や強い雨など、極端な気象現象が顕著となっています。国内においても短時間強雨や大雨日数が増加し、100 年あたり日本の年平均気温も約 1.1℃の割合で上昇しています。このような状況に対して、国際機関や国、本市では下記のような施策を行っています。

各機関における気候変動に関する主な施策

主体・名称	年次	内容
国際機関 「(COP21) パリ協定」	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年（2020 年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、地球温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量の削減に世界共通の課題として取り組むことを示した。
日本 「地球温暖化 対策計画」	令和 3 年 (2021 年)	令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%のまで削減することを目標として示した。
横須賀市 「ゼロカーボンシティ よこすか 2050 アクションプラン」	令和 4 年 (2022 年)	国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指し「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を長期目標として示した。みどりと特に関わりがある施策は「みどりの保全と創出【吸収源対策】」、「ヒートアイランド対策の推進」、「気候変動適応策の推進」の 3 つがある。

コラム(案) ; SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)

平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにて、持続可能な開発のために必要不可欠な向こう 15 年間の新たな行動計画として「2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、略称 : SDGs) として、17 のゴールと 169 のターゲットが示されました。平成 28 年 (2016 年) には SDGs の概念を示す構造モデルとして、「ウェディングケーキモデル」が提唱されました。このモデルでは「生物圏 (自然資本・環境)」、「社会圏」、「経済圏」の 3 層からなり、人間の経済・社会活動は生物圏 (自然資本・環境) を基盤として成り立っているとされています。

令和 6 年 (2024 年) に閣議決定された第六次環境基本計画においても「近年の環境危機の顕在化は、いわゆる SDGs のウェディングケーキの図に象徴されるように、経済社会活動が、自然資本 (環境) の基盤の上に成立し、自然資本の毀損が経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識を世界的に定着させつつある。」と明記され、生物圏 (自然資本・環境) の重要性が世界的に定着しつつあることが示されました。



（２）生物多様性をめぐる動向

生物多様性は、平成４年に開催された地球サミットにて、「生物多様性の保全」「生物の多様性の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」の３つの目的を定めた生物多様性の条約が採択されたことから、その言葉が強く認識されました。日本では、生物多様性の保全と持続可能な利用により、そのめぐみを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、平成２０年に生物多様性基本法が制定されました。

平成２２年には、愛知県で生物多様性条約第１０回締約国会議（COP10）が開催され、令和２年（２０２０年）までに生物多様性の損失を止めるために愛知目標として２０の個別目標が決まりました。しかし、その後も生物多様性は失われ続け、生物多様性条約事務局は、愛知目標の期限である令和２年（２０２０年）に、２０の個別目標のうち完全に達成できたものはないと評価しました。

こうした状況を踏まえ、令和４年（２０２２年）の生物多様性条約第１５回締約国会議（COP15）において、「昆明-モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、この枠組で令和１２年（２０３０年）までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。同枠組みでは、この目標を達成するため、令和１２年（２０３０年）までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の面積のうち、少なくとも３０％を効果的に保全する「30by30」目標も設定され、自然環境保全の機運が急速に高まっています。また、近年では、自然の機能を活用して様々な社会問題を解決していく NbS(Nature based Solutions)という考え方が注目され、自然環境の保全と活用の機運がより高まる一因となっています。

日本でも環境省が令和５年（２０２３年）にこれまでの生物多様性国家戦略を改定した「生物多様性国家戦略 ２０２３-２０３０」を策定し、30by30 目標の達成やネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略を策定しています。また、同年に法的な保護区域ではないものの、生物多様性が効果的に保全されている地域「OECM」の設定に向けた検討を契機に、自然共生サイトの運用を開始し、令和６年（２０２４年）には自然共生サイトの取組みを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」が成立しました。

コラム(案)：生物多様性のために私たちができること

「生物多様性の保全」という言葉は難しく感じるかもしれませんが、私たちの身近な行動の中に、生物多様性の保全につながるものはたくさんあります。ここに書かれているものはその一例です。みんなで行動すれば、大きな効果が期待できます。まずはできることから始めてみませんか？

1. 地元で採れたものを食べ、旬のものを味わいましょう。

栽培、輸送に必要な省エネルギーにつながるとともに、自然のめぐみを感じることができます。

2. 食べ残しなどの食品廃棄物を減らしましょう

限りある資源を有効に利用することで、自然環境や生きものを守ることができます。

3. 省エネルギーなど地球温暖化防止対策に取り組みましょう

生き物の生息・生育環境を保全することにつながります。

4. 生の自然を体験し、動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれましょう

生物多様性の豊かさが実感できます。また、生物に触れることが癒しにつながり、自然環境についての関心が高まります。

5. エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買いましょう

生物多様性に配慮して作られた商品を買うことで、社会全体が生物多様性の保全に関心を持つことができます。

6. ペットを最後まで育てましょう

生きものの住処やエサなどの暮らしを守ることができます。

7. 野生の生きものとは適切な距離を保ちましょう（餌をあげない、捕らない、SNS 等で拡散しない）

絶滅危惧種をはじめとする在来生物を守ることができます。